



ダンススクール会則

第1条〔スクールの名称〕

本クラブは「フィットネス&スパリゾート小樽 by ソプラティコ・ダンススクール」（以下「本スクール」という）と称します。

第2条〔スクールの所在地〕

本スクールの所在地は、北海道小樽市築港11番2号ウイングベイ小樽2番街4階とします。

第3条〔スクールの経営・運営〕

本スクールの経営は株式会社小樽ベイシティ開発、運営管理は株式会社ソプラティコが行います。

第4条〔目的〕

本スクールは、ダンスを通して健全な心身の育成を図ります。活発で丈夫な身体の育成、安全に楽しめるダンス技術の習得を目指します。又、挨拶、着替え、身の回りの整理整頓など良い生活習慣を守ってマナーやモラルを育てていきます。

第5条〔会員の定義〕

本規約で定めた入会資格を有し、所定の入会申込をした方のうち、本スクールが入会を認め、所定の手続きを経て会員資格を取得した方を会員（以下「会員」という）といいます。

第6条〔入会契約の締結〕

- (1) 本スクールに入会しようとする方は、本会則及び細則、施設利用規則等を承認し、本スクールと入会契約を締結しなければなりません。
- (2) 本スクールは第6条1項に際して、本会則及び細則、施設利用規則等の契約書面を交付するものとします。

第7条〔入会資格〕

会員は第4条の目的に賛同する方で次の各項の全てに該当する方とします。

- (1) 会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- (2) 会員制度の主旨に賛同し、規約を遵守できる方。
- (3) 事務局・インストラクターの指示に従い会員相互の調和が図れる方。
- (4) 健康状態に問題のない方。
- (5) 満4歳以上の方。
- (6) 刺青等をするなど、会員として会社が不適当と認める事由のない方。
- (7) 反社会的団体（暴力団及び過激行動団体）に関与されていない方。
- (8) その他前各号に準ずる事由のない方

第8条〔未成年者の取扱い〕

第7条第5項で認める未成年者が会員になろうとする時は、その親権者は自らが会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第9条〔会員の種類〕

本スクール会員の種類と要件は別途入会案内記載のとおりとします。

第10条〔会員資格の期間〕

会員資格の有効期間は、全会員種類とも退会時まで有効とします。

第11条〔入会の手続き〕

入会を希望される方の手続きは次のとおりとします。

- (1) 所定の入会申込書にご記入ご捺印の上、本スクール宛にご提出下さい。
- (2) 本スクールは入会資格審査を行い適当と認めた方の入会を承認します。
- (3) 本スクールは、その自由な裁量により入会を承認し、または承認しなことができ、承認しない場合にその理由を示す必要はないものとします。

第12条〔入会金〕

入会金は如何なる場合も返還しないものとします。但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合または、本クラブの責めに負うべき事由があった場合は返金致します。

第13条〔除名〕

本スクールは、会員が次の各項の一つに該当した場合、会員資格の一時停止、または除名をすることができます。

- (1) 月会費、利用料等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。（尚、この除名の場合の滞納金は、全額施設利用の有無に関わらず徴収致します）
- (2) 本スクールの施設等を故意にき損（効用を害することを含）した場合。
- (3) 本スクールの運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本規約その他本スクールの定める規則に違反した場合。
- (5) 本スクールの名誉もしくは信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (6) 入会申込書の記載に偽りがあった場合。
- (7) 第7条に定める会員としての資格条件に欠けていることが、明らかとなった場合

第14条〔退会〕

スクール会員は本人の都合により所定の手続きを経て退会することができます。

第15条〔休会〕

本スクールの会員が1ヶ月以上の期間に亘り本スクールを利用できない事由が生じた場合には、所定の休会届けを提出し、本スクールの承認を得て休会することができます。休会期間は6ヶ月迄とします。

- (1) 休会期間中は会員証を本クラブが預かるものとします。
- (2) 会員は休会期間中であっても本スクールが定めた休会費を納入するものとします。

第16条〔復会〕

休会中の本スクール会員は、復会しようとする時、所定の復会届けを提出することにより、随時復会することができます。復会日の該当月より会費は所定の金額とします。

第17条〔会員資格の喪失〕

会員は死亡、除名、退会の場合その資格を喪失します。

第18条〔会員資格の譲渡禁止〕

スクール会員資格は如何なる場合にも譲渡することはできません。

第19条〔名義変更〕

スクール会員は、如何なる場合にも名義変更することはできません。

第20条〔会員証〕

- (1) 本スクールは、会員に会員証を交付致します。
- (2) 会員証は、記名された方以外には使用することができません。
- (3) スクール会員は本スクールを利用する場合会員証を提示しなければなりません。
- (4) 会員証は、譲渡・質入等をすることができません。
- (5) スクール会員が会員証を紛失した場合には、直ちに所定の手続きを行い、本スクールに再発行を申請するものとします。再発行については手数料2,200円（税込）頂きます。
- (6) スクール会員は、本スクールを退会するときは、会員証を速やかに返還するものとします。

第21条〔会費〕

スクール会員は、利用の有無にかかわらず、別途細則に定める会費を退会迄に、本クラブに納入しなければならないこととします。

第22条〔施設の利用範囲と利用方法〕

- (1) 会員は、本会則及び別に定める細則等に従い施設を利用することができます。但し、本スクールがスクールレッスン、特別行事、或いは施設の改装、整備等を行う場合、施設の全部又は一部について、廃止又は会員の利用を制限することがあります。
- (2) スクール会員は、利用に際しては必ず会員証を携帯し入場の際、フロントにて係員に提示しなければなりません。
- (3) 本スクール内では、スタッフの指示に従うものとします。

第23条〔利用制限〕

次の各項に該当する方の施設利用はこれを禁止します。

- (1) 刺青、タトゥー（タトゥーシールを含む）のある方。
- (2) 伝染病等、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- (3) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
- (4) その他、医師により運動を禁じられている方。

第24条〔事故責任〕

- (1) 会員は、自己の責任と危険負担において本スクールの施設を利用して頂きます。
- (2) 本スクールは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的事故については一切責任を負いません。但し、本スクールに故意、または重大な過失があった場合はこの限りではありません。
- (3) スクール会員は、本スクールの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により、本スクール又は第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとします。

第25条〔施設の廃止および利用制限〕

本スクールは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合や施設の改造、改装、整備等を行う場合又は、経営上必要があると認められた場合、本クラブは施設の全部又は一部について、廃止又は会員の利用を制限することができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。本施設の利用を制限する場合には、可能な範囲で他施設を利用できる措置を講じます。尚、施設の一部の利用制限ないし利用停止にとどまる場合には、本クラブは会員に会費を返還しないものとします。又、第25条1項2項3項の事由による場合は、以下のとおりとします。

- (1) 月間15日営業日以上全館休館した場合は当該月の会費は頂きません。

(2) 月間8営業日以上14営業日以内全館休館した場合は該当月の会費は50%を頂きます。

(3) 月間7営業日以内の全館休館の場合は所定の月会費を頂きます。

第26条〔定休休館〕

本スクールの定期的な休館日は火曜日を定休日と致します。

第27条〔休館〕

本スクールの休館日は、年末年始の他、4月と9月を施設点検休館日とします。尚、定期休館日の具体的な月日については、その都度クラブが決定の上、会員に連絡するものとします。

第28条〔細則等〕

本規約に定めのない事項、および業務遂行上必要な事項は別途細則等によりスクールが定めるものとします。

第29条〔規約等の改訂〕

本スクールは、必要と認めた場合、本規約および細則等を改訂変更することができるものとします。尚、改定を実施するときは、本クラブは1ヵ月前迄に施設内への掲示及びウェブサイトにて告知するとともに、変更内容が事情に照らして合理的であることを確認した上で改訂するものとします。改定後は、全ての会員に適用されるものとします。

(2021年4月1日改訂)

細 則

第1条〔入会金〕

会則第12条の入会金は別途料金表記載のとおりとします。

第2条〔会費〕

会則第21条の会費は、別途料金表記載のとおりとします。

第3条〔施設利用料〕

スクール会員は施設を利用する場合、1名1回につき、料金表記載の料金をお支払い頂きます。

第4条〔施設利用日および時間帯〕

本スクールの施設利用日、時間帯等は別途入会案内記載のとおりとします。

第5条〔会費および施設利用料等の支払い〕

- (1) 会費は月払い、口座振替によるものとします。
- (2) 会費月払い金融機関引落は翌月分を前月27日に支払うものとします。
- (3) 月会費支払い方法は金融機関口座振替、ニッセンレンカードによるものとします。
- (4) 1ヶ月に1度もご利用がない場合も月会費は引落されます。
- (5) 施設利用料等は、その都度現金でお支払い頂きます。
- (6) 年一括でのお支払いはございません。

第6条〔変更事項〕

- (1) スクール会員は、住所、氏名、連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合は、すみやかにスクールへお届け下さい。
- (2) 本スクールからスクール会員への通知連絡はスクール会員からお届けのあった住所又は連絡先宛に発送することにより、スクール会員に届いたものとして取り扱わせて頂きます。
- (3) 指定口座を変更される場合は、それを希望される振替日の前月15日迄に預金口座振替依頼書をフロントへご提出下さい。
- (4) 月会費の異なる会員へ変更される場合、月会費の高い種別への変更についてはその差額を頂戴致します。尚、月会費の低い種別への変更は差額を返金致しません。

第7条〔料金等の変更〕

本スクールは、入会金、月会費、施設利用料等を経済情勢の変動その他により変更することができます。尚、改定する場合には、改定月の1ヵ月前迄に会員に告知するとともに、変更内容が事情に照らして合理的であることを確認した上で改訂するものとします。

第8条〔休会費および休会手続き〕

- (1) 会則第15条の休会費は、休会手続きをした当該月より復会する迄の期間中、月1,100円(税込)を支払うものとします。
- (2) 休会される場合は、それを希望される月の前月10日迄に所定の休会届へご記入の上フロントへご提出下さい。ニッセンレンカードご利用の場合は前々月末迄となります。

第9条〔退会手続き〕

- (1) 会員本人の都合により退会する場合は、所定の退会届に会員証を添えて提出し退会することができます。この場合、退会月の末日をもって退会と致します。
- (2) 退会届を提出した日の属する月の月会費は、返還致しません。
- (3) 退会届は、当月10日迄にご提出下さい。11日以降の退会届けは、翌月の退会扱いとなります。ニッセンレンカードご利用の場合は前々月末迄となります。
- (4) 退会後6ヶ月間は、再入会時に各種キャンペーン内容、特典が適用できません。

第10条〔コース・曜日・時間の変更〕

- (1) コース、曜日・時間を変更される場合は、それを希望される月の前月10日迄に所定の変更届にご記入の上、コース変更手数料の場合2,000円(税別)、曜日・時間変更手数料の場合は500円(税別)を添えてスクールフロントへご提出下さい。ニッセンレンカードご利用の場合は前々月末迄となります。
- (2) コースの変更の際に会費の差額が発生する場合は、この差額分をあわせてお支払い頂きます。尚、会費の差額に返金がある場合は返金致しますが、入会金は如何なる場合も返還しないものとします。但し、本クラブの責めに負うべき事由があった場合は返金致します。

第11条〔その他〕

- (1) 各期日に遅れた場合はご希望の手続きとなりませんので予めご了承下さい。
- (2) 休講日については事前にお知らせ致します。
- (3) 事情によりインストラクターが交代することがあります。
- (4) レッスンの際、体験の方や見学の方がいる場合があります。
- (5) 見学、体験時を除く、保護者様のレッスン中の見学はできません。
- (6) スクールにおけるレベル分け等につきましては、インストラクターに一任するものとします。
- (7) 欠席の場合はスクール時間前迄にご連絡下さい。

(2021年4月1日改訂)

施設利用規則

フィットネス&スパリゾート小樽 by ソプラティコダンススクールのご利用に際しましては、皆様が快適にお過ごし頂けますよう次の事項の遵守をお願い申し上げます。又、本クラブが健康づくりと品格あるクラブとして常に清潔で楽しい雰囲気を保ち続けられますよう皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

1. 本クラブ内においては、次の事項は禁止されております。

- (1) 施設内喫煙スペース以外での喫煙。
- (2) 館内への食物、危険物及びペットの持込み。
- (3) 予約施設やその他共用施設以外の場所へ無断で入室する事。
- (4) 事前の承認なしに、政治活動、セールス行為、集会等を行う事。
- (5) 暴力行為、大声、悪ふざけ、又は他人に迷惑をかけたり、他人を不愉快にする行為。
- (6) レッスン又は、利用施設に適合した運動着以外の服装やシューズでのご利用をお願い致します。
- (7) 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等の行為並びにアンケート協力等の依頼行為。
- (8) 器具、備品等の無断移動、持込み、持出しをする事。

2. スポーツ施設ご利用に際しては、次の事項をお守り下さい。

- (1) スポーツ施設ご利用の前には準備体操、終了の際には整理体操を必ず行って下さい。

- (2) 健康・安全管理上、飲酒や温浴施設、サウナ・ジャグジーご利用後、スポーツ施設を利用される事はご遠慮願います。
 - (3) 大声での会話や携帯電話等で他人を不愉快にする行為、トレーニング器具や場所等の独占や長時間の占有はご遠慮願います。
 - (4) 各スポーツ施設ご利用の際には、施設毎に定められた注意事項をご確認の上、ご利用頂けますようお願い致します。
 - (5) ロッカーキーは、必ずお客様ご自身で携帯(腕に着用)して下さい。ロッカーキーを紛失破損された場合は速やかにフロントへお申し出下さい。その場合ロッカーキー代として3,300円(税込)をお支払い頂きます。
 - (6) 施設並びに用具等を破損された場合には、速やかに係員もしくはフロントへお申し出下さい。
 - (7) 施設利用の利用時間につきましては厳守願います。
3. 駐車場や駐車中の自動車・バイク・自転車等に関する事故・盗難については、責任を負いかねます。
4. 駐車場は、施設利用時のみ利用し、その他の目的での利用はお断り致します。また、営業時間終了後のご利用は安全管理上問題がありますので、お断り致します。
5. 盗難防止の上からも貴重品については、貴重品ロッカーにお預け下さい。施設内で発生した盗難、紛失・傷害その他の事故について本クラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。